

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

昭和31年11月に入社してから定年退職するまで、何度か社名は変わったが、営業職として継続して勤務した。申立期間中もA社に勤務しており保険料も控除されていたはずである。他の同僚も同じような記録になっているらしいが、継続して勤務していたことは間違いないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録、同社からの回答、同僚が所持する給与明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については関係資料が無く不明であるが、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務の誤りにより申立てどおりの届出は行っておらず、保険

料も納付していないとしていることから、事業主が資格喪失日を昭和 33 年 8 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 4 月まで

私が所持する年金手帳に、国民年金の被保険者期間として昭和 47 年 4 月 4 日から 50 年 5 月 6 日までの期間が記載されている。母が 47 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたのだと思う。申立期間について未加入とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から判断すると、申立人の国民年金加入手続は 54 年 11 月頃に行われたものと推認され、当該時点において申立期間は時効により保険料を納付することができず、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、A 町（現在は、B 市）及び C 町の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、平成 12 年に会社を退職した時期に、社会保険事務所（当時）において年金手帳が再交付され、同手帳に国民年金の被保険者期間として昭和 47 年 4 月 4 日から 50 年 5 月 6 日までの期間が記載されたことから、申立期間の国民年金保険料は納付済みであると主張しているが、当該記載については、年金制度に未加入であった 47 年 4 月 4 日から 50 年 5 月 6 日までの期間について遡って国民年金被保険者期間とする記載がなされたものと考えられ、同手帳に記載する期間は保険料納付済期間ではなく被保険者期間であり、同手帳に当該事項が記載されていることをもって、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた頃、毎月 30 万円ぐらいの給与を受け取っていたが、厚生年金保険の標準報酬月額は 30 万円よりもかなり低く記録されている。当時の給与明細書の一部を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が所持しているA社に係る給与明細書に記載された給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、上記給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社における厚生年金保険被保険者記録のある者に照会を行ったところ、社会保険事務を担当していた取締役が、保険料控除額を少なくし給与の手取り額を多くすることについて意向確認を行っていたと回答があった。

さらに、A社は昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に解散している上、元事業主及び事務担当者との連絡が取れないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1457（事案 1289 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
前回の申立ては認められなかったが、今回、A社の専務取締役から、申立期間当時における社会保険に係る記載内容が確認できる手帳を提供してもらったので、当該手帳を新たな資料として再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の滞納処分票により、申立人は社会保険事務所（当時）に出向き滞納保険料の納付方法を相談しており、社会保険料が低くなる説明を受けていることが確認できること、ii) A社の従業員は、「事業主である申立人から、申立人の標準報酬月額が低くなったことを聞いた。平成 11 年頃、申立人から元の標準報酬月額に戻すように指示を受けた。」と証言していること、iii) A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「A社からの依頼に基づき、10 年 10 月に厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級となるように、11 年 8 月には最高等級となるように健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出した。」と回答していること、iv) 申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられ、信義則が適用されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、23 年 8 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時における社会保険に係る記載内容が確認できるA社の専務取締役の手帳が新たに見付かったので、当該手帳の記載内容を新たな資料として再申立てを行っている。

しかし、新たに提出された上記専務取締役の手帳には、A社の滞納社会保険料及び当該専務取締役が管轄社会保険事務所に出向いた日時などが記載さ

れており、その記載内容はA社に係る滞納処分票の記載内容と符合する上、申立人が遡及訂正処理に関与していないことをうかがわせる内容は認められない。

また、前回の申立ての際、申立人は、「申立期間当時、私が経営していたA社は社会保険料の滞納が無かったことから、私自身、滞納社会保険料のことで管轄社会保険事務所に行ったことはない。」と供述していたが、申立人に対して改めて聴取したところ、申立人は、「平成10年10月に管轄社会保険事務所に当社の滞納保険料について相談した。」と供述しており、滞納処分票の記載内容と符合する。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1458 (事案 816 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間⑤において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年頃から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 1 月頃から 46 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 5 日から 46 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 60 年 12 月頃から 63 年 1 月頃まで
⑤ 昭和 63 年 4 月頃から平成 12 年 12 月頃まで
⑥ 平成 10 年 6 月頃から 20 年 6 月頃まで

前回の申立ては認められなかったが、今回、申立期間を訂正した事業所、同僚等を思い出した事業所があるので再度申し立てる。

50 年以上も働いているのに年金をもらっていない。年金がもらえるようにもう一度よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、今回申立ての事業所を含む 9 事業所について、申立てが行われたが、A 社については、申立人と業務内容同質性の高い同僚にも同社における厚生年金保険の記録が確認できないこと等、B 事業所については、申立人が記憶している事業主氏名は商業登記簿に確認できず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと等、C 社については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと等、D 社については、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと等、E 社については、申立人が同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、厚生年金保険料の

控除について確認できないこと等、F事業所については、申立人自身が事業主であった個人事業所であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとしても事業主は被保険者となることができないこと等、G社については、商業登記の記録はあるものの厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと等により、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月8日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立期間①について、A社に勤務していたとする当初の申立期間を変更し昭和36年頃から46年2月1日までの期間とした上で、新たに同僚の氏名を挙げている。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できる証言は得られなかった。

申立期間②について、B事業所に勤務していたとする当初の申立期間を変更し昭和37年1月頃から46年2月1日までの期間とした上で、新たに同僚の氏名を挙げている。

しかし、申立人が氏名を挙げた同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について推認できる証言は得られなかった。

また、昭和32年4月6日から36年6月16日までの期間についてはH社、同年6月16日から38年8月19日までの期間及び同年9月1日から40年11月5日までの期間についてはI社における厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、申立期間①及び②の一部は、これらの期間と重複する。

申立期間③について、申立人は、C社及びD社に勤務していたとしており、新たにC社における同僚の姓を思い出したとしているが、同社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、姓のみで当該同僚を特定することはできないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、D社については、申立人から新たな資料の提出等はなく、D社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

申立期間④について、新たに申立人から名前の挙げた同僚に照会したところ、申立人がE社に勤務していたことは記憶していたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、ほかに同社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚にも照会したが回答は得られなかった。

申立期間⑤について、申立人はF事業所の事業主であったことから、新たに従業員の姓を挙げているが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、姓のみで当該同僚を特定することはできないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

申立期間⑥について、申立人は前事業主からG社を引き継いだとしている

ことから、前事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが回答が得られず、新たに申立人は従業員の姓を挙げているが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、姓のみで当該同僚を特定することはできないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

また、申立人は申立期間⑤及び⑥において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑥における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立人から提出された新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立人が申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。